

新たな特別支援教育センターの取り組み

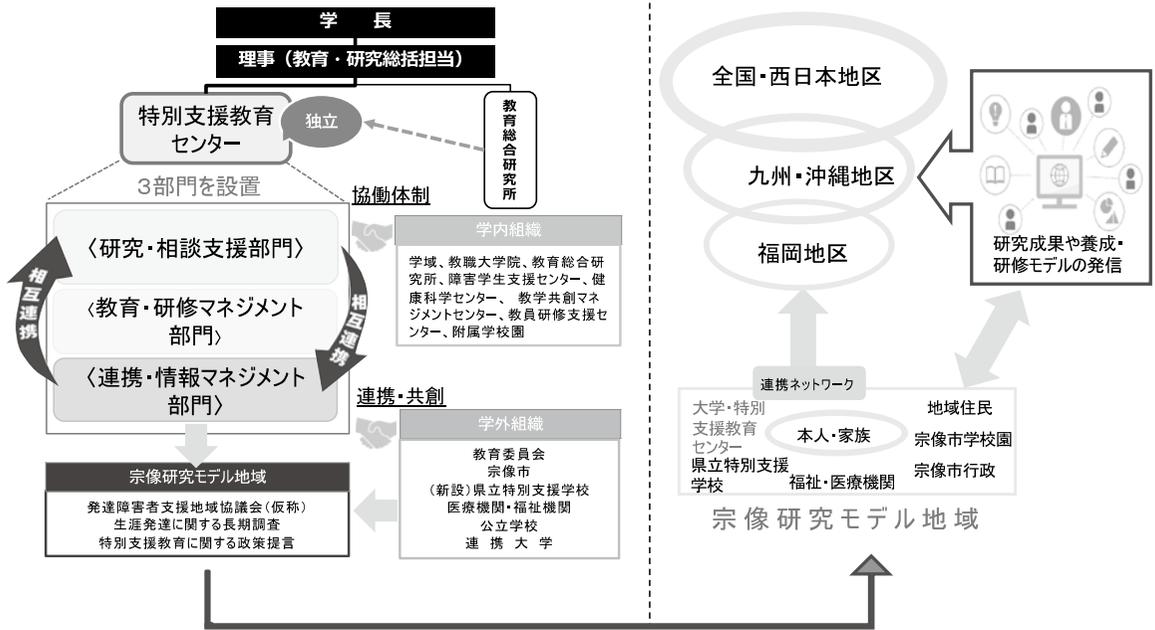
2024年度より、センターは教育総合研究所から独立し、これからの特別支援教育の推進を担う「地域密着型拠点センター」として組織機能の再編拡充を図っています。

そのために、新たなセンターには、3部門（研究・相談支援部門、教育・研修マネジメント部門、連携・情報マネジメント部門）を設置し、学内組織との協働体制を強化しています。今後、センターは、大学敷地内に設置が進んでいる県立特別支援学校や宗像市をはじめとする福岡県内の教育

委員会・学校現場、さらには全国の研究機関との連携体制の構築を推進します。そのことにより、地域の特別支援教育における課題解決に貢献し、その成果をモデルケースとして全国に発信することを目指しています。

このような取り組みを通して、これからのインクルーシブ教育、学校教育のユニバーサルデザインを可能とする人材の資質向上、さらには身近な地域社会における包括的支援システムの創出に貢献したいと考えています。

新たな特別支援教育センターの組織と学内外との連携体制の展開



(令和6年度本学総合報告書より抜粋)

令和6年活動報告

1. センター事業報告

(1) 日常的業務（相談支援活動，教育・研究）

当センターは、障害のある子どもへの支援、保護者への助言と、特別支援教育を担当する教員など関係者からの相談に応じている（2024年分の実績については「2. 活動実績」に記載）。

また、教育・研究施設として特別支援教育に関する基礎的・実践的研究などを行うとともに、学生には障害のある子どもの指導実習の場としても供している。

(2) 第22回特別支援教育公開セミナーの開催

2025年3月8日（土）に、「就学前から継続した小学校における行動支援システムの開発」という題目で、岐阜大学大学院教育学研究科教授・岐阜大学教育学部附属特別支援教育センター長の平澤紀子先生をお招きし、大学、教育委員会、支援センターが連携した取り組みについてご講演いただいた。

(3) センター研究紀要第17号の発行

特別支援教育センター研究紀要第17号を発行した。論文の投稿数は6編で、全て採択となった。

(4) その他

特別支援教育センター利用者数は、2024年1月4日から12月28日の間で延べ732名であった。

また、2024年7月20日のオープンキャンパスでは、体験授業の受講者92名（高校3年31名、高校2年54名、高校1年6名、既卒1名）、個別相談会には73名（高校3年16名、高校2年21名、他5名、保護者31名）の参加者があった。

2. 活動実績

2024年1月から同年12月までの相談、教育・指導等の実績は下記の通りであった。

(1) 年間相談・指導件数（Table 1）

2024年に相談、教育・指導等を行った件数は70件であった。そのうち、新規受付は43件（61.4%）、前年度からの継続が25件（35.7%）、過去の相談者からの再相談が2件（0.2%）であった。新規受付・再相談45件のうち、定期的に指導を行うようになった件数は15件（新規受付・再相談の33.3%）であった。

新規受付43件を分野別にみると、知的・発達障害30件（69.7%）、運動障害・病弱0件（0%）、聴覚・言語障害10件（23.2%）、視覚障害3件（6.9%）であった。

Table 1 年間相談・指導件数

			知的・発達障害	運動障害・病弱	聴覚・言語障害	視覚障害	合計
新規受付	継続	継続指導	10	0	3	2	15
	終了	相談のみ	20	0	7	1	28
		他機関紹介	0	0	0	0	0
再相談	継続	継続指導	0	0	0	0	0
	終了	相談のみ	2	0	0	0	2
		他機関紹介	0	0	0	0	0
前年度からの継続指導			17	1	7	0	25
合計			49	1	17	3	70

(2) 地区別相談・指導件数 (Table 2)

センターで相談・指導を行った利用者を在住地区別にみると、宗像地区21件 (30.0%)、福岡地区18件 (25.7%)、北九州地区17件 (24.2%)、筑

豊地区0件 (0%)、豊前地区0件 (0%)、筑後地区0件 (0%) であった。県外は14件 (20.0%) であった。

Table 2 地区別相談・指導件数

		知的・発達障害	運動障害・病弱	聴覚・言語障害	視覚障害	合計	割合(%)
宗像地区	宗 像 市	16	1	2	0	19	30.0
	福 津 市	2	0	0	0	2	
福岡地区	福 岡 市	5	0	5	0	10	25.7
	糟 屋 郡	4	0	2	0	6	
	古 賀 市	1	0	1	0	2	
	そ の 他	0	0	0	0	0	
北九州地区	北 九 州 市	7	0	2	3	12	24.2
	遠 賀 郡	1	0	3	0	4	
	中 間 市	0	0	1	0	1	
筑豊地区		0	0	0	0	0	0.0
豊前地区		0	0	0	0	0	0.0
筑後地区		0	0	0	0	0	0.0
県 外		13	0	1	0	14	20.0
総 数		49	1	17	3	70	100.0

(3) 年齢別相談・指導件数 (Table 3)

センターで相談・指導を行った利用者を年齢別にみると、就学前児が6件 (8.5%)、小学生が42

件 (60.0%)、中学生が13件 (18.5%) であった。また、高校生以上で、教育・指導を受けている人数は9件 (12.8%) であった。

Table 3 年齢別相談・指導件数

	知的・発達障害	運動障害・病弱	聴覚・言語障害	視覚障害	合計件数
0 ~ 1歳	0	0	0	0	0
2歳	0	0	1	0	1
3歳	0	0	1	0	1
4歳	2	0	0	0	2
5歳	1	0	1	0	2
6歳	1	0	3	0	4
7歳	1	0	2	0	3
8歳	6	0	4	1	11
9歳	8	0	0	0	8
10歳	7	1	1	0	9
11歳	6	0	0	0	6
12歳	1	0	0	0	1
13歳	5	0	1	0	6
14歳	5	0	0	1	6
15歳	0	0	1	0	1
16歳	1	0	0	0	1
17歳	2	0	0	1	3
18歳以上	3	0	2	0	5
合計	49	1	17	3	70

(4) 継続指導の形態 (Table 4)

新規指導開始および前年度からの継続取扱件数44件のうち、週1回が12件(30.0%)、月1～3回が14件(35.0%)、2ヶ月1回が0件(0%)、3ヶ月1回が0件(0%)、不定期17件(42.5%)、通信相談1件(2.2%)、経過観察が0件(0.0%)で

あった。

センターで継続指導を行った利用者を部会別にみると、知的・発達障害32件(72.7%)、運動障害・病弱1件(2.2%)、聴覚・言語障害9件(20.4%)、視覚障害2件(4.5%)であった。

Table 4 継続指導の形態

	知的・発達障害	運動障害・病弱	聴覚・言語障害	視覚障害	合計
週 1 回	2	0	8	2	12
月 3 回	5	0	0	0	5
月 2 回	6	0	0	0	6
月 1 回	2	0	1	0	3
2ヶ月1回	0	0	0	0	0
3ヶ月1回	0	0	0	0	0
不 定 期	16	1	0	0	17
経 過 観 察	0	0	0	0	0
通 信 相 談	1	0	0	0	1
合 計	32	1	9	2	44

(5) 指導回数 (Table 5)

センターで行われた年間の指導回数は516回で、新規分は132回(25.5%)、前年度からの継続分は384回(74.4%)、再相談は0件(0%)で

あった。部会別にみると、知的・発達障害358件(69.3%)、運動障害・病弱3件(0.5%)、聴覚・言語障害140回(27.1%)、視覚障害15回(2.9%)であった。

Table 5 指導回数

	知的・発達障害	運動障害・病弱	聴覚・言語障害	視覚障害	合計
新規回数	99	0	18	15	132
継続回数	259	3	122	0	384
再 相 談	0	0	0	0	0
合 計	358	3	140	15	516

福岡教育大学特別支援教育センター規程

(制定 令和6年2月22日)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人福岡教育大学運営規則（以下「運営規則」という。）第18条及び第29条第2項の規定に基づき、福岡教育大学特別支援教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、特別支援教育に関する基礎的研究、実践的研究及び教員養成・現職教員研修・高度な人材育成に関するプログラムの開発等を行うとともに、相談支援活動や現職教員研修等を行い、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 特別支援教育に関する基礎的研究及び実践的研究等に関すること。
- (2) 支援の必要な子ども又はその保護者等に対する相談支援活動等に関すること。
- (3) 特別支援教育に関する情報の提供及び調査分析等に関すること。
- (4) 特別支援教育分野の教員養成に関するプログラムの開発・体系化等に関すること。
- (5) 特別支援教育分野の現職教員研修に関するプログラムの開発・実践等に関すること。
- (6) 高度な人材養成に関するプログラムの開発・体系化等に関すること。
- (7) 連携ネットワークの構築・整備等に関すること。
- (8) 地域の支援ネットワークの構築に関すること。
- (9) その他関係機関との連携協力及び共同研究等に関すること。

(部門)

第4条 センターに次の業務部門を置く。

- (1) 研究・相談支援部門
- (2) 教育・研修マネジメント部門
- (3) 連携・情報マネジメント部門

- 2 研究・相談支援部門は、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる業務を中心的に行う。
- 3 教育・研修マネジメント部門は、第3条第1項第4号から第6号までに掲げる業務を中心的に行う。
- 4 連携・情報マネジメント部門は、第3条第1項第7号に掲げる業務を中心的に行う。
- 5 第3条第1項第8号に掲げる業務はセンター全体として行うこととし、各部門の業務は部門間で協働的かつ相互に連動させ、俊敏性をもった組織運営を行う。

(組織)

第5条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教職員
- (4) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第6条 センター長は、学長が任命する副学長をもって充て、センターの業務を掌理する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副学長の任期の終期を超えることはできない。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が任命し、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、推薦を行ったセンター長の任期の終期を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、センター長が任期の途中で欠けた場合は、引き続き在任し、次期センター長が指名される前日をもって辞任するものとする。

(センター教職員)

第8条 センター教職員は、センターの業務に従事する。

2 センター教職員として、専任教職員を置く。

3 前項に定める専任教職員のほか、必要に応じて、センター教職員として、兼務教職員を置くことができることとし、本学の専任教職員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

(部門の構成員)

第9条 第4条第1項第1号から第3号までの各部門は、第5条第1項第2号から第4号で掲げる者からセンター長が指名する構成員をもって組織する。

2 第4条第1項第1号に定める部門に、センターの研究に従事する客員研究員を置くことができる。

3 前項に規定する者に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

(部門長)

第10条 第4条第1項第1号から第3号までの各部門に部門長を置き、当該部門の構成員のうちからセンター長が任命する。

2 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命を行ったセンター長の任期の終期を超えることはできない。

(センター運営委員会)

第11条 センターの運営に関する重要事項について審議するため、運営規則第37条第2項の規定により、特別支援教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) センターの予算に関する事項
- (2) センターの諸規程の制定改廃に関する事項
- (3) センターの運営に関する事項
- (4) その他センターに関する事項

3 運営委員会は次に掲げる委員をもって組織し、学長がこれを委嘱する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長が推薦し、学長が指名する教職員 若干名
- (4) その他学長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第12条 運営委員会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

3 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第13条 特別支援教育センターに関する事務は、関係課等の協力を得て、連携推進課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、特別支援教育センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の審議の後、学長又はセンター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 福岡教育大学教育総合研究所附属特別支援教育センターの運営に関する細則（平成26年2月14日教育総合研究所長制定）は、廃止する。

福岡教育大学特別支援教育センターの運営に関する細則

(特別支援教育センター長制定 令和6年7月17日)

(趣旨)

第1条 この細則は、福岡教育大学特別支援教育センター規程（以下「センター規程」という。）第14条の規定に基づき、特別支援教育センターの円滑な運営のため必要な事項を定める。

(障害分野)

第2条 障害種別に応じた研究・相談支援活動を実践するとともに、その成果を福岡教育大学における教育に活用するための組織として、センター規程第4条第1項第1号の研究・相談支援部門に次に掲げる障害分野（以下「分野」という。）を置く。

- (1) 知的・発達障害分野
- (2) 肢体不自由分野
- (3) 病弱分野
- (4) 聴覚・言語障害分野
- (5) 視覚障害分野

(分野の構成員)

第3条 前条の各分野は、センター規程第5条第1項第2号から第4号で掲げる者から特別支援教育センター長（以下「センター長」という。）が指名する構成員をもって組織する。

(客員研究員及び学外研究協力員)

第4条 第2条の各分野に、必要に応じて客員研究員（以下「研究員」という。）及び学外研究協力員（以下「協力員」という。）を置くことができる。

- 2 研究員及び協力員の委嘱は、福岡教育大学特別支援教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）における審議の後、センター長が行う。
- 3 研究員及び協力員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(分野長)

第5条 第2条の各分野に、当該分野の業務を円滑に実施するため、分野長を置くことができる。

- 2 分野長は、当該分野の構成員のうちからセンター長が任命する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、運営委員会における審議の後、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、令和6年7月17日から施行する。

令和6年度 特別支援教育センター・スタッフ一覧

(令和6年11月1日現在)

特別支援教育センター関係職員

◇特別支援教育センター長（兼任）

大内 毅 副学長（研究担当）・技術教育研究ユニット教授

◇特別支援教育副センター長（兼任）

中村 貴志* 特別支援教育研究ユニット教授

◇特別支援教育センター専任教員

堀内 孝一 センター特任教授（教育・研修マネジメント部門）

門脇 弘樹 センター特任講師（研究・相談支援部門）

◇特別支援教育センター兼任教員

相澤 宏充 特別支援教育研究ユニット教授

一木 薫** 特別支援教育研究ユニット教授

大平 壇 特別支援教育研究ユニット教授

見上 昌睦 特別支援教育研究ユニット教授

韓 星民 特別支援教育研究ユニット准教授

深澤美華恵 特別支援教育研究ユニット准教授

喜屋武 睦 特別支援教育研究ユニット講師

竹尾 勇太 特別支援教育研究ユニット講師

牛島 玲 教職実践研究ユニット教授

中山 健 教職実践研究ユニット教授

河村 暁 教職実践研究ユニット准教授

青木 康彦 教職実践研究ユニット講師

貫名 英之 健康科学センター教授

藤原 あや 障害学生支援センター講師

*：研究・相談支援部門長 **：教育・研修マネジメント部門長

特別支援教育センター運営委員会

(◎印：委員長、○印：副委員長)

◎大内 毅 センター長

○中村 貴志 副センター長

堀内 孝一 センター特任教授

門脇 弘樹 センター特任講師

一木 薫 特別支援教育研究ユニット教授

原 卓哉 数学教育研究ユニット教授

清水 知恵 保健体育研究ユニット教授

◇連携推進課（センター担当）

池永 朋 連携推進課長

石本 明子 連携推進課専門員

有吉 美里 連携推進課主査

◇センター事務・受付

高山 里美 連携推進課